# 農業農村整備事業 総合評価落札方式(業務方針提案型) 運用の手引き

(令和7年度版)



令和7年8月 秋田県農林水産部

### はじめに

平成17年4月1日に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下、「品確法」という。)が施行された。これは、我が国の厳しい財政状況等を背景とした建設投資の減少の中、深刻な供給過剰構造、過当競争によるダンピング受注、またこれに伴う不良工事の発生頻度の高まり、工事の品質低下への危惧がその要因となっている。

「品確法」は、公共工事はもとより、公共工事に関する調査・設計についても、工事と同様に発注機関事務の環境整備に努めるとともに、これらの契約に当たっては競争参加者の技術的能力を審査し、その品質を確保することが求められている。

農業農村整備事業に係る業務委託は、農業生産性の向上を図るほか、担い手への農地利用集積や経営体の育成による農業経営安定、さらには地域農業改善等に関連する特殊業務であることから、秋田県農林水産部では平成20年4月より、「ほ場整備関係業務委託に係るプロポーザル方式」(以下、「プロポーザル」という。)を導入し、平成21年度まで2年間試行を行った。

平成22年度からはプロポーザル試行要綱を廃止し、新たに「農業農村整備事業総合評価落札方式(業務方針提案型)」に切り替え、現在に至っている。

なお、本運用の手引きは、「農業農村整備事業総合評価落札方式(業務方針提案型)ガイドライン」を大幅に改訂したものであり、秋田県農林水産部における所管事業の実務担当者向けに作成している。

本手引きに記載のない事項については、秋田県総合評価落札方式 (業務委託) 運用の手引きのよる。

## 目 次

1		総	合	評化	曲:	洛	ħL:	方	式	の	概	要			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	(	1	)	評化	西(	の :	方	法			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	(	2	)	業	赘:	方:	針	提	案	型			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
2		事	務	手糺	売	き	フ		_			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
3		総	合	評化	西	点(	<b>か</b>	算	定			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	(	1	)	配		点			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	(	2	)	技征	析	評化	西	点			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	(	3	)	価札	各	評值	西	点			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
4		業	務	方針	計:	提	案	の	評	価	項	目	及	び	配	点			•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•		5
	(	1	)	評值	西:	項	目.	及	び	配	点			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	(	2	)	評化	西	方	法			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	(	3	)	算?	定:	方	法			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
5		技	術	資料	料(	のイ	作	成			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•		6
	(	1	)	提出	出.	す・	る	様	式			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
	(	2	)	記	鼣	内	容	に	関	す	る	留	意	事	項			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•		6
6		業	務	方針	計:	提	案	に	関	す	る	評	価	基	準			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•		٤
7		業	務	方針	計:	提	柔	型		公	告	文	(化	刖)			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	C
8		業	楘	方台	計:	提	玄	ത	提	H.	様	ŧ																							2	(



## 1 総合評価落札方式の概要

「総合評価落札方式」(以下、「総合評価」という。)とは、「価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、公共工事の品質が確保されなければならない」という、品確法の基本理念に基づいた新たな入札・契約方式である。

最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式と異なり、「総合評価」では、業務実績に優れ、技術力の高い企業が選定されやすい入札方式であり、業務成果 品質の向上、企業の技術力の向上並びに入札談合抑制等の効果が期待されている。

#### (1)評価の方法

「総合評価」では、価格が予定価格の制限の範囲内で、価格と品質を数値化した「評価点」の最も高い企業を落札者(または、特定者)とするものである。

企業及び配置予定技術者の同種業務の実績、配置予定技術者の保有資格、業務の実施 方針や特定のテーマに関する業務提案等が評価の対象になる。

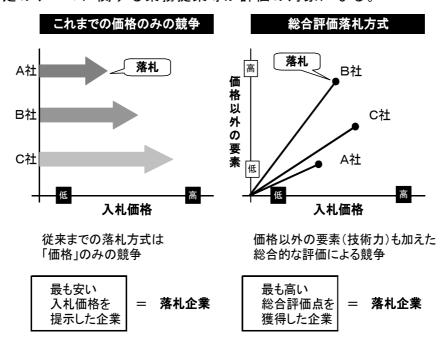


図-1 総合評価落札方式による落札決定のイメージ図

#### (2)業務方針提案型

業務委託の総合評価については、委託業務総合評価落札方式試行要綱(平成21年6月30日建管-891)に基づき施行している。

農業農村整備事業の委託業務は、農家や土地改良区要望の聞き取りや設計への反映及び配慮、今後の施設維持管理に関する提案など、地域との関わりを評価することが重要なポイントを占めていることが多い。

このことから、特定の委託業務においては「実績評価」のほか、「業務提案」を求める 必要があることから、農業農村整備総合評価落札方式(業務方針提案型)(以下、「業務 方針提案型」という。)を施行している。

## 2 事務手続きフロー

基本的な事務の流れは、図-2のとおりである。なお、入札・契約の適正化の促進を図るため、事前に美の国あきたネット「建設コンサルタント業務等の発注見通し」により、対象業務の情報(業務場所、業務名、業務種別、業務概要、工期、入札予定時期、公表課所等)の公表を行うことを原則とする。

図-2 総合評価落札方式 (業務方針提案型)による事務手続きフロー

月日	発注見通しの作成・公表(電子入札システム)	契約担当者
月日	業務概要・課題の決定、概算金額の算定	契約担当者
月日	★業務方針提案型の案件照会(農村整備課あて)	事務局(農地整備課)
月日	単選定委員会への審査依頼(農林水産部長あて)	振興局農林部長
月日	単定委員会の開催通知(選定委員会委員長あて)	農林水産部長
月日	単定委員会の開催通知(選定委員会各委員あて)	選定委員会委員長
月日	↓ 事前検討会・選定委員会の開催通知(農村整備課長あて) -	事前検討会会長
月日	事前評価項目の設定	地方検討会
月日	事前評価項目の審議	事前検討会
月日	事前評価項目の審査	選定委員会
月日	→ 選定委員会の審査結果通知(農林水産部長あて) 	選定委員会委員長
月日	→ 選定委員会の審査結果通知(振興局農林部長あて) 	農林水産部長
月日	↓ 設計書·仕様書の作成、支出負担行為伺 「	契約担当者
月日	→ 入札参加要件、予定価格調書の作成 I	契約担当者
月日	↓ 入札参加要件、評価基準、募集テーマ等の審査 Ⅰ	入札審査会等
月日	→ 入札公告、設計図書等の閲覧 I	契約担当者
, <u>-</u>	↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓	±11 66 +12 1/1 ±2
月日	入札参加資格確認申請書・技術資料等の受理期限 ↓	契約担当者
	(競争参加資格確認通知書の一括発行処理)	契約担当者

		↓	
月	日	入札書の受理開始	契約担当者
		$\downarrow$	
月	日	入札書の受理期限	契約担当者
		$\downarrow$	
月	日	入札参加者全員の参加資格確認	契約担当者
		$\downarrow$	
月	日	技術資料等の審査作業	契約担当者
		$\downarrow$	
月	日	選定委員会の開催通知(選定委員会委員長あて)	農林水産部長
		<u> </u>	
月	日	選定委員会の開催通知(選定委員会各委員あて)	選定委員会委員長
		<u> </u>	
月	日	事前検討会・選定委員会の開催通知(農村整備課長あて)	事前検討会会長
		<u> </u>	
月	日	業務実績・技術者の能力に基づく評価、提案書の評定	地方検討会
		<u> </u>	
月	日	提案書の評定に関する審議	事前検討会
		$\downarrow$	
月	日	提案書の評定に関する審査、技術評価点の確定	選定委員会
'	'		
月	н ¦	選定委員会の審査結果通知(農林水産部長あて)	選定委員会委員長
''-			
月	日	 選定委員会の審査結果通知(振興局農林部長あて)	農林水産部長
; <u>/</u>		選定安員云の番苴和未通知(派典向辰怀即文の()	<b>辰怀</b> 小准叩衣
, <u>-</u>		↓ 	
月	日	入札参加資格の確認、評価内容等の審査	入札審査会等
		<u> </u>	
月	日	開札	契約担当者
		$\downarrow$	
		(価格評価点の算定、総合評価点の決定)	契約担当者
		$\downarrow$	
月	日	* 落札者候補の選定	契約担当者
' <i>ii</i>			22.12.— H
月	日	★	入札審査会等
' <i>::</i>	T-J		, 110 H L A 11
月	 -	★ 落札者の決定	契約担当者
; <u>/7</u>	日	付刊日の仄た	大利坦日日
, <u>-</u>	<u>-</u> ,	tn (/ ct / c	+ 7 (4   17   14   14
月	日	契約締結	契約担当者

## 3 総合評価点の算定

評価は、"業務方針提案に係る評価点"と"実績等評価分に係る評価点"の合計点(以下、「技術評価点」という。)に、入札参加者の入札価格(消費税込みの金額。以下、「入札価格」という。)に基づき算定した価格評価点(以下、「価格評価点」という。)とを合算した「総合評価点」に基づき行う。

総合評価点 = 技術評価点 + 価格評価点

技術評価点及び価格評価点の配点は、それぞれ「75点」、「25点」とし、合計で100点を満点とする。

#### (1)配点

技術評価点及び価格評価点の配点は、次のとおりとする。

 評価項目
 評価細目
 配点(点)
 摘要

 技術評価点
 1 業務方針提案
 5 0

 2 実績等評価
 2 5

 小計
 7 5

 価格評価点
 2 5

 合計
 1 0 0

表一1 技術評価点及び価格評価点における配点表

#### (2)技術評価点

業務方針提案の算定は、「4 技術評価項目に関する評価基準」による。 実績等評価分の算定は、「秋田県総合評価落札方式(<mark>委託業務</mark>)運用の手引き」による。

#### (3) 価格評価点

価格評価点の算定は、「秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引き」による。

## 4 業務方針提案の項目及び配点

#### (1)評価項目及び配点

技術評価項目及び配点については、表-2のとおりとする。

表-2 技術評価項目に関する評価基準

	評 価 項 目	配点	摘要
1 \$	業務方針提案	50.0	募集提案
	A 地域との関わりに関する提案	15.0	最大提案数 5
	B 業務の遂行に関する提案	15.0	最大提案数 5
	C 特定のテーマに関する提案	20.0	最大提案数 5
2 }	<b>実績等評価</b>	25.0	
合計		75.0	

#### (2)評価方法

募集提案(業務方針の所見)の評価方法については、次のとおりとする。

- 1) 委託業務共通仕様書、計画設計基準・設計指針、設計便覧、各種基準並びに法令に 規定されている内容の提案については、評価対象外とする。
- 2) 農林水産省土地改良工事積算基準(調査·測量·設計)及び公共測量作業規程の作業項目 で、当然行うこととなっている事項については、評価対象外とする。
- 3) 仮定に基づく提案内容の場合には、評価対象外とする。
- 4)募集提案に対して未記入の場合には、当該提案は加点なしとする。
- 5)提案可能数は上限を5項目とし、上限を超えて提案を行った場合には、上段から上 限数までを有効とする。

#### (3)算定方法

1)業務方針提案は、補正を行わない。

## 5 技術資料の作成

#### (1)提出様式

入札参加時は、次の様式により業務方針提案書(以下、「提案書」という。)を作成し、 提出するものとする。(各様式の添付書類を含む。以下同じ。)

業務方象	針提案	
	総合様式A)	業務方針の所見(その1)
□ ( <del>i</del>	総合様式B)	業務方針の所見(その2)
	総合様式C)	業務方針の所見(その3)
実績等	評価	
	秋田県総合評	価落札方式(委託業務)運用の手引き」に記載の「実績等評価項目」
様式及	び(別記様式)	とする。(技術提案書を除く)

提出用に作成した提案書は、公告文に定める提出方法、提出先、提出部数に従い、定められた提出期間内に提出するものとする。

#### (2)記載内容に関する留意事項

実績確認項目(企業の技術力、配置予定技術者の技術力及び業務執行体制)は、全て 必須項目であることに留意し、次の事項に基づき運用する。

#### 1)業務方針の所見

A 地域との関わりに関する提案							
①提出様式	(総合様式A) 業務方針の所見(その1)						
②求める内容	地元土地改良区及び関係機関との関わりに関する提案						
③提案項目数	5項目を上限とする。(提案項目数が上限を超える場合は上段から数え						
	て上限数までを有効とする)						
④その他	・提案は、1頁(フォントサイズ10.5ポイント以上、文字数は10						
	00文字以内) とする						
	・説明のため、写真、図表等を用いてもよいが、頁内に収めること。						
	・用いる文字は黒一色とし、複写しても内容が判明できること。						
	・簡潔に記載し、特に強調したい箇所には下線を付けてもよい。						
	・説明資料は添付しないこと。						
B 業務の遂行に	関する提案						
①提出様式	(総合様式B) 業務方針の所見(その2)						
②求める内容	業務の遂行、人員体制、品質確保等に関する提案						
③提案項目数	5項目を上限とする。(提案項目数が上限を超える場合は上段から数え						
	て上限数までを有効とする)						
<b>④その他</b>	・提案は、1頁(フォントサイズ10.5ポイント以上、文字数は10						
	00文字以内) とする						
	・説明のため、写真、図表等を用いてもよいが、頁						
	内に収めること。						
	・用いる文字は黒一色とし、複写しても内容が判明できること。						
	・簡潔に記載し、特に強調したい箇所には下線を付けてもよい。						
	・説明資料は添付しないこと。						

C 特定のテーマ	に関する提案
①提出様式	(総合様式C) 業務方針の所見(その3)
②求める内容	公告文に示す特定のテーマに関する提案。
③提案項目数	5項目を上限とする。(提案項目数が上限を超える場合は上段から数え
	て上限数までを有効とする)
④その他	・提案は、1頁(フォントサイズ10.5ポイント以上、文字数は10
	00文字以内) とする
	・説明のため、写真、図表等を用いてもよいが、頁内に収めること。
	・用いる文字は黒一色とし、複写しても内容が判明できること。
	・簡潔に記載し、特に強調したい箇所には下線を付けてもよい。
	・説明資料は添付しないこと。

## 6 業務方針提案に関する評価基準

#### (1)業務方針提案 「50点]

A 地域との関わりに関する提案 [15点]

評価項目	
地元土地改良区及び関係機関との関わりに関する提案	
評価基準配	点
3 点×有効提案数	15点

- ◆評価に関する運用事項
  - ①地元農家の参加促進、合意形成、意向確認等に関すること
  - ②地域住民及び行政との協働、連携等に関すること
  - ③農業水利施設の保全、維持管理等に関すること
  - ④周辺地域における情報収集、意見交換等に関すること
  - ⑤その他地域との関わりに関すること
- ◆技術資料作成時の留意事項
- ①総合様式Aに記載する。
- ②提項目数は5項目を上限とする。(提案項目数が上限を超える場合は上段から数えて上限数までを有効とする)

#### B 業務の遂行に関する提案 「15点]

評価項目					
業務の遂行、人員体制、品質確保等に関する提案					
評価基準	配点				
3 点×有効提案数 1 5 点					

- ◆評価に関する運用事項
  - ①業務計画の基本方針、人員体制、プロセス等に関すること
  - ②関係機関との協議、役割分担等に関すること
  - ③業務成果品の取りまとめ及び品質向上対策等に関すること
  - ④トラブル及び緊急時の連絡体制、対応等に関すること
  - ⑤その他業務の遂行に関すること
- ◆技術資料作成時の留意事項
- ①総合様式Bに記載する。
- ②提項目数は5項目を上限とする。(提案項目数が上限を超える場合は上段から数えて上限数までを有効とする)

#### C 特定のテーマに関する提案 [20点]

評価項目							
設定した特定のテーマに関する提案							
評価基準	配点						
4 点×有効提案数		20点					

#### ◆評価に関する運用事項

①当該業務に関して特定のテーマを一つ設定し、これに関する提案を求めるもの とする。

例)

- ●公共用地の創設と優良農地の確保に関する区画計画
- ●優れた施工計画及びコスト縮減対策に関する費用振り分け計画
- ●周辺環境との調和に配慮した堰堤・魚道工の改修計画
- ●イバラトミヨの生息環境に配慮にした排水路の改修計画
- ●既存パイプラインに関する効率的な機能診断手法を用いた○○
- ●頭首工固定堤の改修に関する高度な劣化予測手法を用いた○○

#### ◆技術資料作成時の留意事項

- ①総合様式Cに記載する。
- ②提項目数は5項目を上限とする。(提案項目数が上限を超える場合は上段から数えて上限数までを有効とする)

## 7 業務方針提案型 公告文(例)

公告文は、条件付き一般競争入札執行を行う業務に対して、入札の方法、入札参加資格、提出書類、落札者の決定方法等を定めるもので、業務方針提案型についても「秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札」公告文例(共通事項)【標準型(技術提案型)】に、下記に赤字で示す修正を加えたものを使用することを原則とする。

なお、業務方針提案型の公告文例を以下に示す。

公告文例 (共通事項)

総合評価【業務方針提案型】R7.8.1 以降適用

## 秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告 (共通事項)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

○○年○○月○○日

(契約担当者) ○○○○

#### 1 発注方式

本業務は、入札時に技術提案等を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

#### 2 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。ただし、電子入札システムによりがたい者(秋田県公共事業電子入札運用基準(以下「電子入札運用基準」という。)第9又は第10の規定により入札執行者が認めた場合に限る。)にあっては、紙入札方式によることができる。

#### 3 入札参加資格

- (1) 入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱(平成5年3月30日監第1973号。以下「入札制度要綱」という。)第4条第1項に規定する資格者名簿(当該「業務別発注概要書」(以下「発注概要書」という。)に示す業務部門に限る。)に登載されていること。
  - ③ 入札制度要綱第1条の2第4項第2号に掲げる法令等の規定による登録(発注概要書に示す法令等の規定による登録に限る。)を有すること。
  - ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
  - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- ⑥ 秋田県に納付(納入)すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入 し、かつ社会保険料に滞納がない者(適用除外事業所を除く。)であること。
- ⑦ 電子入札運用基準第3に基づく利用者登録を行っていること。
- ⑧ 配置予定技術者(業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。)は、入札参加申込申請期限の日以前に3月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- 9 その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

#### (2)業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

#### 4 入札参加資格確認申請等

(1)入札参加申請に必要な資料等の配布 電子入札システムの入札情報サービスによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書、入札 参加資格確認資料及び総合評価に係る技術資料(以下「入札参加資格確認申請書等」と いう。)を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子 入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参を認めた場合は、発注概要書に示す 提出先及び期限内に1部提出すること。

(3)総合評価に係る技術資料の提出

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書等の提出の際に、発注概要書に示す総合評価に係る業務方針提案書(以下「技術資料」という。)を併せて提出するものとする。

なお、技術資料は次により取り扱うものとする。

- ① 技術資料の作成に要する費用は入札者の負担とし、返却は行わないものとする。
- ② 技術資料の提出後における内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。ただし、技術資料の確認根拠資料について、不備、不足により契約担当者が認めた場合は再提出することができる。
- (4)入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、全ての入札者について開札前に行うものとする。

(5)入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

- (6) 設計図書等の閲覧
  - ① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項(以下「設計図書等」という。)の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。
  - ② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。
  - ③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。
- (7) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限 及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1)入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては10分の3以上)の金額とする。(ただし、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第178条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。)なお、納付方法等については、規則の規定による。

#### 6 入札書等の提出等

#### (1)提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

#### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」(平成27年3月2日建政-1900)によるものとする。

#### (4) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

#### 7 技術資料の審査

- (1)技術資料の審査は、技術資料記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、業務 方針提案の妥当性について行い、ヒアリングを実施できるものとする。
- (2)技術資料の審査については、入札参加資格の確認と併せて全ての入札者について開札 前に行うものとする。

#### 8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、技術資料の審査後の総合評価点が最も 高い者を落札候補者とする。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上で あるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位 者を落札候補者とする。
- (2)(1)の落札候補者について入札参加資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
  - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれが あると認められるとき

- ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき
- (3)(2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札候補者の次に高い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2) において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6)(5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(秋田県の休日を 定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休 日」という。)を含まない。)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定さ れた理由についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当 該請求をしなかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して 10日(休日を含まない。)以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県に納付(納入) すべき県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

#### 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、3に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6)入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正 した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 記名押印を欠く入札 (電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者の行った入札)
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- (10)総合評価に係る技術資料を提出しなかった者の行った入札
- (11) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

#### 10 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等並びに総合評価に係る技術資料に記載した配置 予定技術者を当該業務に配置しなければならない。
- (2)入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書 等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨 を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

#### 11 その他

- (1)入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2)入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明 を求めることがある。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4)入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守 しなければならない。
- (5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用するものとし、制度の運用について、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱(平成20年9月29日付け建管-1632)及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領(同)によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。

この場合において、同要綱第3条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第6条中「最低入札価格に次いで低い価格」とあるのは「最も高い総合評価点をもって入札した者に次いで高い総合評価点をもって入札した者の入札価格」と、第7条中「最低の価格」とあるのは「最も高い総合評価点」と読み替える。

低入札受注(低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。)が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。

- (6) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が3に掲げる要件を満たさないこと となった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 落札決定に反映された業務方針提案について、発注者と落札者の責任分担及び業務方針提案内容を協議のうえ明らかにする。また、その履行を確保するため受注者は採用された業務方針提案の内容を反映した業務計画書を発注者に提出する。
- (9)業務計画書に明記された業務方針提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、再度の履行が可能であると認められるものについては再度の履行の義務及びその内容を、再度の履行が困難又は合理的でないと認められるものについては契約金額の減額、損害賠償等を行うことができる。
- (10) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則、秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱、委託業務総合評価落札方式 試行要綱及び秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引き及び農業農村整備事業 総合評価落札方式(業務方針提案型)運用の手引きの定めるところによる。

#### 総合評価【業務方針提案型】R7.8.1 以降適用

## 公告文例

### 業務別発注概要書

#### A 入札参加資格等

~ /	人札参加資格	ਖਜ							
委託	番号	00-0	000						
業務	Q.	■■00	年度 〇(	300 事業					
未伤	12	0000	業務委託						
委託	箇所								
予定	工期	■■00	年〇〇月〇(	O日まで					
予定	価格	0000	円 (消費	貴税及び地方	7消費税を含む。)				
業務	概要	0000							
低入	1.価格調査	」 制度適用の	有無	有					
		度適用の有	Martin C	無					
- 0.1960.00 A.C.	DESCRIPTION AND DESCRIPTION	式適用の有	empty)	有					
	参加形態	アくだっている	NII.	単体					
7110		礼制度実施	登載業種		記コンサルタント業務				
	THE SECTION AND A SECTION AS	資格者名簿	登載部門	農業土木部	ARTHUR AND THE CONTROL OF THE CONTRO				
	34m m3	ZIII D'II A	표 부사 마시		トルタント登録規程(昭和52年建設省告示第71				
		登録規程等	F	建設コンザルダント登録規程(昭和52年建設省告示第 / T   7号)					
		登録部門		農業土木部門					
	法令等	営業所の所	左抽	秋田県内に主たる営業所又は営業所を有する					
-	の規定	古未別の別	17116	入札参加(できる・できない)					
入	による				ですべて満たす営業所であること				
札参	登録	県外企業 <i>0</i>	入札参加	要	建設コンサルタント登録規程第4条第1項第2号に規定する営業所であること				
加		実績の有効	期間	公告の日から過去〇〇年以内					
者	同種類	## 74 A + F	-	OOO、OOOO又はこれらに類する業務(元請けとして完					
_	似業務	業務の内容	ř	了したものに限る)					
の	の実績	共同企業体	出資比率	00%以上					
資 格		管理	資格要件	0000					
	配置予定技術	技術者	実績要件	0000					
	者 の 資 格経歴	照査	資格要件	0000					
		技術者	実績要件	0000					
その他の事項	の たす者とすること。								

## 総合評価【業務方針提案型】R7.8.1以降適用

## 業務別発注概要書

## B 入札関係書類提出方法等

B 入机	」 国 係 書 親 提 出 力 に	<b>ム</b> 寸	H.						
入	提出期間		■■○○年○○月	〇〇日(〇)午前〇〇時から					
礼	(サーバー停止時間)	は除く)	■■○○年○○月	■■○○年○○月○○日(○)午後○○時まで					
札参加資格確認申請書		ア 競争	入札参加資格確認申請	書(様式第1号)					
音		イ 同種	イ 同種又は類似業務の実績 (様式第2号) 及びその添付書類						
格		ウ配置	予定技術者の資格・業務経歴等(様式第3号)及びその添付書類						
確認	提出書類等	工 総合	エ 総合評価に係る技術資料(詳細は「業務別発注概要書 C 総合評価に関する事項」に よる。)						
申		よる。							
請									
書の									
提	提出方法	秋田県電	『子入札システム	アの提出不要					
提出等	・提出先	郵送まれ	こは持参を認めら	秋田県〇〇振興局総務企画部					
寺	- 提山九	れた者		〇〇課〇〇チームへ上記全て1部持参					
設計図	書等の閲覧期間		■■○○年○○月	OOH (O)					
(サーバ	-停止時間は除く)		■■○○年○○月	OOH (O)					
設計図	書等に対する質問	期限	■■○○年○○月	OOH (O)					
設計図	書等に対する回答	期限	■■○○年○○月	OOH (O)					
入札書	の提出期限		■■○○年○○月	〇〇日(〇)午前〇〇時から					
(サーバ	一停止時間は除く)		■■○○年○○月○○日(○)午前○○時まで						
紙入札	者の入札書の提出	先	秋田県〇〇地域振興局総務企画部総務経理課〇〇チーム						
開札予2	定時刻		■■○○年○○月○○日(○)午前○○時						
落札決!	定通知日(予定)		■■○○年○○月○○日 (O)						
	3 +1 /- BB -+ 7	機関	秋田県〇〇地域振	興局総務企画部総務経理課〇〇チーム					
問い	入札に関する	所在							
	事項	電話							
合わ		機関	秋田県〇〇地域振	興局〇〇部〇〇課〇〇チーム					
せ 先	設計図書等に	所在		3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 -					
)L	関する事項	電話							
	(1) 業務方針提到	案内容につ	ついてのヒアリング	を求める場合がある。					
		The state of the s							
そ									
曲									
o O									
その他の事項									
垻									
	L,								

## 業務別発注概要書

C 総合評価に関する	る事項	(	委託番号:					
評価方式	業務方針提案型							
	実績等評価項目の配点(A <sub>1</sub> )	25	点					
   技術評価点の配点	実績等評価項目の基準配点の合計(a <sub>1</sub> )	26	点					
技術計画点の能点	業務方針提案の配点(A <sub>2</sub> )	50	点					
	合計(X) ※A <sub>1</sub> +A <sub>2</sub>	75	点					
技術評価点の 計算式	_	: <mark>実績等評価分</mark> に係る獲得点数 × A <sub>1</sub> / a <sub>1</sub> + 技術提案に係る獲得点数(A <sub>2</sub> ) (※ 小数点以下第5位を四捨五入4位止め)						
	LEHLISSIOR I XMX P X)							
価格評価点の配点		25	点					
価格評価点の 計算式	入札価格≥調査基準価格の場合 価格評価点=25点×(1-入札価格/予定値 入札価格<調査基準価格の場合 価格評価点=25点×{(1-調査基準価格/ +0.5×(調査基準価格・ (※ 小数点以下第5位を四捨五	予定価 −入札	価格)/予定価格]					

	総合評価落札方式【業務委託】「実績等評価項目」様式及び確認根拠資料 ※必須
<b>公会証無に接て仕供答</b> 割	職業体験等受入実施証明書(別記様式1) ※必要に応じて提出
総合評価に係る技術資料	賃金引き上げに係る実績確認について(別記様式2) ※必要に応じて提出
	業務方針提案(総合様式 A ~総合様式 C) ※必須

	技術評価点の評価項目		基準配点、評価基準、提出様式等							
		基準配点	2 点							
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。							
I -1	企業における <u>評価対象業務の</u> 優れた実績件数	評価対象業務	「〇〇〇〇」業務							
			■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した成 績評定点85点以上の業務件数							
		基準配点	3 点							
	企業における 業務委託成績評定点の平均点	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。							
I -2		評価対象 業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 (成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設 計」「単純調査等業務」であるもの全て)							
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した上 記業務区分の全ての成績評定点の平均値							
	A 44-1- 4-11 7	基準配点	1 点							
I -3	企業における 職業体験等の受け入れ実績	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。							
	企業における	基準配点	1 点							
I -4	若手技術者又は女性技術者の 継続雇用	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。							

	企業における	基準配点	2 点
I -5	秋田県との災害協定等に基づく 活動実績の件数	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
		基準配点	1 点
I -6	ワークライフバランス企業認定 等	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	W - W - W - L W - L W - T - W - W - W - W - W - W - W - W -	基準配点	2 点
I -7	給与等受給者一人当たりの平均 受給額の増加率	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
		基準配点	2 点
I -8	主たる営業所(本社・本店)、	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
1 -0	支店・営業所の県内所在	評価基準	a. 主たる営業所が県内       2.0 点         b. 支店・営業所が県内       0.0 点
		基準配点	0点 (-2点)
I -9	「低入札受注による警告」、 「指名差し控え」、「指名停 止」の措置通知	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
	# <b>~ -</b> 1. 1. <b>!! . .</b>	基準配点	1 点
п −1	若手又は女性を  当該業務に配置 	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
		基準配点	3 点
	配置予定管理技術者の 評価対象業務の最高点 (管理技術者又は管理補助技術 者として従事した実績に限る)	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
п -2		評価対象業務	「〇〇〇〇」業務
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了した上記業務実績で、秋田県(発注部局は問わない)が通知した成績評定点の最高点
		基準配点	3 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
п –3	配置予定管理技術者の 優れた業務実績の件数 (管理技術者又は管理補助技術 者として従事した実績に限る)	評価対象 業務区分	土木関係建設コンサルタント業務 (成績評定区分が「概略設計」「予備設計」「詳細設計」「単純調査等業務」であるもの全て)
		評価対象期間	■■○○年4月1日から■■○○年3月31日までに 完了し、秋田県(発注部局は問わない)が通知した上 記業務区分で成績評定点85点以上の業務件数
		基準配点	1 点
		評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。
п -4	配置予定管理技術者の 保有資格	評価対象 資格区分	技術士 (総合技術監理部門/〇〇選択) を保有している 技術士 (〇〇部門/〇〇選択) を保有している

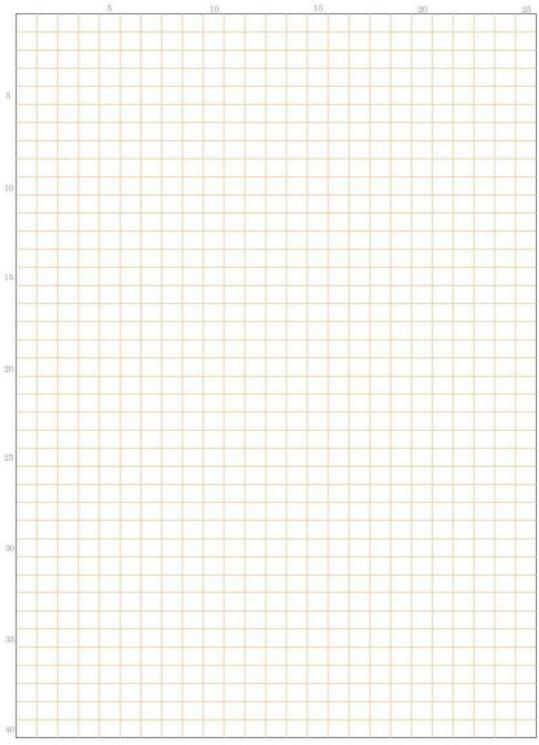
	T	1	<u> </u>								
	  配置予定管理技術者の	基準配点	1 点								
П −5	配直ア足管理技術者の 継続教育(CPD)の取得状況	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。								
	  配置予定管理技術者の	基準配点	2 点								
П-6	技術資料提出期限日における 手持ち業務数	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。								
		基準配点	1 点								
п -7	配置予定管理技術者の 同一管内における業務実績(管 理技術者又は管理補助技術者と	評価基準	秋田県総合評価落札方式(委託業務)運用の手引きによる。								
	して従事した実績に限る)	評価対象管内	○○地域振興局管内								
		配点	15 点								
業務 方針 提案	地域との関わりに関する提案	記載する内容	地元土地改良区及び関係機関との関わりに関する具体 的な提案内容を記載する。 なお、提案可能項目数最大 5 項目とする。								
Α		提出様式	総合様式A								
		履行義務	有								
		配点	15 点								
業務方針提案	業務の遂行に関する提案	記載する内容	地元業務の遂行、人員体制、品質確保等に関する具体 的な提案内容を記載する。 なお、提案可能項目数最大 5 項目とする。								
В		提出様式	総合様式B								
		履行義務	有								
		配点	20 点								
業務 方針 提 C	特定のテーマに関する提案	記載する内容	(具体的に記載する) (例)地区南側に位置する〇〇清水には保全指標種である〇〇〇の生息が確認されており、保全対策上講じる必要がある。ほ場整備計画との整合を考慮の上、保全水路の実施設計を行うにあたり、設計上工夫すべき事項の提案を求める。 なお、提案可能項目数は5項目とする。								
		提出様式	総合様式C								
		履行義務	有								

## 8 業務方針提案の提出様式

### 総合様式A

#### 業務方針の所見(その1)

100														
	業務名													
	会社名													
	募集提案	地	域	٤	0)	関	わ	ŋ	に	関	す	る	提	案

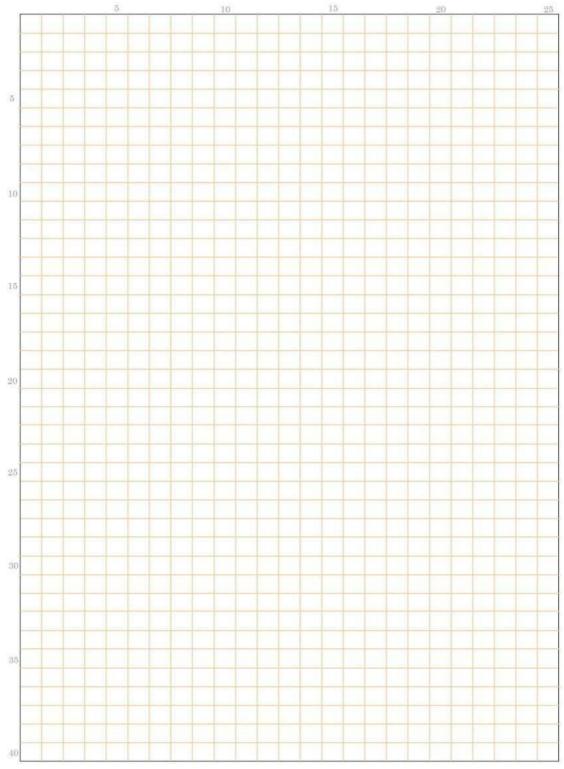


- 1) 一つの募集提案に対し、提案可能項目数は5項目までとし、写真・図表を含め、合計1000文字以内とする。 2) 用いる文字は黒一色とし、内容は簡潔に記載すること。なお、特に強調したい箇所には下線を付けてもよい。 3) 説明資料は添付しないこと。

#### 総合様式B

### 業務方針の所見(その2)

業務名												
会社名												
募集提案	業	務	Ø	遂	行	に	関	す	る	提	案	



- 1) 一つの募集提案に対し、提案可能項目数は5項目までとし、写真・図表を含め、合計1000文字以内とする。 2) 用いる文字は黒一色とし、内容は簡潔に記載すること。なお、特に強調したい箇所には下線を付けてもよい。 3) 説明資料は添付しないこと。

#### 総合様式C

## 業務方針の所見(その3)

	業務名																	
Ī	会社名																	
Ī	募集提案	0	0	0	0	0	に	関	す	る	提	案						
L	-	.0	Ĭ.,				. 1	0				1.0			20			25
1																		
5					Т					Т								
1																		
İ																		
Ì			Т		T		Т	Т		Т			T					
10					T													
			T		Т		т	т	T	т	Т							
1			T		T	T				T	T							
İ			1		1	T	T	T	$\top$	T	T		T					
			1		1		1		Ť	1	1		T					
1.5		1	T	+	$^{+}$	+	T	$^{+}$	$^{+}$	$^{\dagger}$	T		$^{\dagger}$					
			1		$^{\dagger}$	$^{\dagger}$	$^{\dagger}$	$^{\dagger}$	+	T	$^{\dagger}$		1					
			T		t	+	T	+	T	t	+		t					
		+	+		+	+	۰	+	+	t	+							
1		_			+	+	t	+	+	+	+	_						
20		+	+		+	+		+	+	t	+	+	+					-
200			+		+	+			t	٠	+							
		_	+	+		+	+	+	+	+	+	-	+					
1		+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	-	+					
25:		+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+					
		-						+		t	+	-						
1		-	+	+	+	+	+	+	+	+	+		+					
1			+	+	+	+	+	+	+	+	+		+					-
-		-	+		+	+	+	+	+	+	+	-	+					
30			+	-	+	+	+	+	+	+	+		+					-
1313		+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	-	+					
13-		+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	-	+					-
-		+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	-	+					-
)		+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+					-
10.00		-	-	+	+	-	-	+	+	-	+	-	-					
35		-	+	-	+	+	+	+	+	+	+	-	-					-
84		-	-	+	+	+	+	+	+	+	+		+					
		-	-	+	H	+	-	+	+	-	+	-	+					-
-			-	+	+	+	-	+	-	+	+	-	-					-
			-	+	-	+	-	-		-	-							
40			-	-	-	-	-	-	-	-	+							
																	_	

- 1) 一つの募集提案に対し、提案可能項目数は5項目までとし、写真・図表を含め、合計1000文字以内とする。 2) 用いる文字は黒一色とし、内容は簡潔に記載すること。なお、特に強調したい箇所には下線を付けてもよい。 3) 説明資料は添付しないこと。

## 秋田県農林水産部農地整備課 技術管理チーム

TEL: 018 (860) 1835 FAX: 018 (860) 3863